

公益財団法人苫小牧市スポーツ協会 表彰基準内部規程

1. 設定理由

- (1) 公益財団法人苫小牧市スポーツ協会委員会規定の細則として必要な事項を定める。

2. 表彰の基本方針

- (1) 加盟団体は他の加盟団体の意志にとらわれることなく任意に被表彰者を推せんのこと。
- (2) 表彰は競技種目ごとに1回とする。
ただし、次の各号に該当する場合は重複して表彰することが出来る。
 - ① 国際大会（オリンピック大会・パラリンピック大会・世界選手権大会・アジア大会・ユニバーシアード・又はこれに準じる大会をいう。）において優秀な成績を収めた時。
 - ② 日本記録もしくは世界記録更新、又は同等の成績を収めた時。
 - ③ スポーツ奨励賞を受けた個人は、スポーツ優秀賞の審査の対象となる。
 - ④ 団体の場合は重複して表彰出来る。（構成メンバー全員）
 - ⑤ 過去の受賞歴と同等もしくは上回る成績を挙げた個人のうち特に必要と認めた場合は審査の対象となる。なお同等とは全国大会入賞以上とする。
 - ⑥ 異なる年齢区分（小学生・中学生・高校生・一般）においてそれぞれ表彰基準を満たした個人は審査の対象となる。
 - ⑦ 前各号のほか、会長が特に認めた場合。

3. 表彰の基準

特 別 賞

- (1) オリンピック、パラリンピック、ユースオリンピックに出場した個人、又は団体
- (2) 国際大会において入賞した個人、又は団体
- (3) 全国大会において1位の成績を収めた個人、又は団体
- (4) 日本記録もしくは世界記録を更新した個人、又は団体
- (5) 上記の基準を満たした苫小牧にゆかりのある選手、又は指導者で委員会が特に認めた個人、又は団体

スポーツ優秀賞・スポーツ奨励賞

- (1) 全道大会において優勝した個人、又は団体。
- (2) 予選会のある全国大会に北海道代表として出場した個人、又は団体。
- (3) 選抜され北海道代表として全国大会に出場した個人、又は団体。
- (4) 団体競技の表彰範囲は、選手・監督・コーチとする。
- (5) 競技限定基準は別に定める。（別表）

スポーツ功労賞

- (1) 本会加盟後5年以上の団体で、推薦年度末において通算20年以上の経験を有し満60歳以上の者。
- (2) 同一団体の推薦人員は2名以内とする。

附 則

- この規程は平成 4年11月1日から施行する。
- この規程は平成 19年 4月1日から施行する。
- この規程は平成 24年 4月1日から施行する。
- この規程は平成 25年 4月1日から施行する。
- この規程は平成 30年 4月1日から施行する。
- この規程は令和 2年 4月1日から施行する。
- この規程は令和 3年 4月1日から施行する。

別 表

競 技 種 目	基 準 大 会	成 績
陸 上 ・ 水 泳 スピードスケート等 の記録を伴う競技	—	推薦年度 記録保持者 陸 上 北海道小中学生10傑1位
アイスホッケー	全 国	優 勝
パワーリフティング等 の標準記録・全国記録 を基準とする競技	全 道 全 国	標 準 記 録・全 国 記 録 を基準とする。
障 害 者	全 国	優 勝
高 専 大 会	全 国	入 賞